

【 目 次 】

IT 関係

- ・ 道路占用規制等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 光ケーブル敷設時の手続の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 自動車の生産・販売・流通に係る諸手続等の電子化・・・・・・・・ 3
- ・ 交通情報提供の民間活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

運輸関係

- ・ 貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し・・・・・・・・ 5
- ・ 高速自動車国道における自動二輪車の二人乗りに関する規制・・・・ 6
- ・ 「高さ」規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和・・・・ 8
- ・ 道路（宮崎高速道）の速度制限の引き上げ・・・・・・・・・・・・ 9

資格制度関係

- ・ 指定講習事業に係る公益法人要件撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 警備員に対する継続的な法定教育の拡充・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 身辺警備に係る検定、検定講習の新設・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施の委託
先の公益法人要件の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 普通自動車免許で運転できる自動車等の種類の拡大・・・・・・・・ 14
- ・ 運転免許証の有効期間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

その他

- ・ 都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について・・・・ 16

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	IT	意見・要望提出者	(社)経団連
項目	道路占用規制等の見直し		
意見・要望等の内容	道路で工事等を行う場合、所轄警察から道路使用許可を得る必要がある。 電気通信事業者がネットワークを柔軟に構築できるよう、道路工事掘削期間の平準化にとどまらず、回線敷設のために利用する道路等の公共空間の利用に関する規制を抜本的に見直す(短期間・短距離の工事に関する基準の緩和等)。		
関係法令	道路交通法第77条	共管	国土交通省
制度の概要	道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人、道路に電柱等の工作物を設けようとする者は道路使用の許可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	【規制改革の推進に関する第1次答申の6(2)オ(ア)】「・・・道路使用・占用許可は、工事全体が発生させる混雑のコストを引き下げること considering して運用されるべきである。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (予定時期：平成14年度中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	工事作業帯の長さや連続作業時間の延長は、作業効率を高めると同時に、交通渋滞を悪化させる要因ともなる。その影響は工事毎に異なるため、画一的な基準を定めるのではなく、個々の工事の態様に応じ、工事費削減の要請と交通渋滞緩和・交通事故防止の要請とのバランスに十分配慮した運用に努めることが重要である。 平成14年2月19日、都道府県警察に対して道路使用許可の運用を適切かつ弾力的なものとなるよう指示済みである。		
担当局課室等名	交通局交通規制課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	IT	意見・要望提出者	関西経済連合会
項目	光ケーブル敷設時の手続の簡素化		
意見・要望等の内容	個別項目ごとの許認可ではなく、包括手続き対応の検討（例えば県レベルで一括対応窓口を設けていただきたい）		
関係法令	道路交通法第77条	共管	
制度の概要	道路において工事又は作業をしようとする者は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) 複数の許可が必要な行為は多く、その組み合わせは一様ではないため、光ケーブルの敷設に限り特別の窓口を設けることは事務効率上適当ではない。 なお、道路使用許可に係る手続負担の軽減については、電子申請化と道路占用許可との申請窓口の一本化等を推進している。			
担当局課室等名	交通局交通規制課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	IT	意見・要望提出者	関西経済連合会、リース事業協会 オリックス、経済団体連合会	
項目	自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続等の電子化			
意見・要望等の内容	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、保管場所証明手続の電子化、電子化に向けた申請手続きの全国統一化、電子化に向けた添付書類の簡素化等を早急に具体化すべきである。			
関係法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律、 同法施行令、同法施行規則	共管	総務省、国税庁、国土交通省	
制度の概要	自動車保管場所証明申請は自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであるが、交付を受けた保管場所証明書を陸運事務所に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。			
計画等における記載の状況	【「規制改革推進3か年計画」IT関係(3)工】 (行政の情報化) 自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービスシステムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期:)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
(説明) 「バーチャルエージェントの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定)に基づき設置された、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」に警察庁も参画し、平成17年を目標としたワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係省庁と連携した具体的な検討を行っている。 また、警察庁においても、保管場所証明事務に関し、ワンストップサービスシステムとの通信機能や電子申請の受付機能等を有する新たなコンピュータシステムを開発するべく調査検討を行っているところである。				
担当局課室等名	交通局交通規制課			

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	IT	意見・要望提出者	経団連
項目	交通情報提供の民間活用		
意見・要望等の内容	既存の道路交通情報データを民間事業者へ全面的に提供し、そのデータに民間事業者が独自に編集した道路交通情報データを組み合わせるなど自由に編集、加工された高付加価値情報の提供をできるようにする。		
関係法令	道路交通法第109条の3	共管	
制度の概要	特定交通情報（道路における交通の混雑の状態を予測する情報及び目的地に到着するまでに要する時間を予測する情報）を提供する事業者は、国家公安委員会に必要事項を届出する。		
計画等における記載の状況	【「規制改革推進3か年計画」IT関係(3)工】 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法の改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 (第151回国会に係る法案提出)		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期：平成13年6月)			
(説明) 平成13年6月20日、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、民間事業者が独自に編集、加工した高付加価値情報（道路における交通の混雑の状態を予測する情報及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する情報）の提供が可能となった。平成14年6月1日施行予定。			
担当局課室等名	交通局交通規制課		

(別紙)

【様式】

【 警察庁 】

分野	運輸	意見・要望提出者	全日本トラック協会 経済団体連合会	
項目	貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し			
意見・要望等の内容	貨物自動車に係る運転免許制度の見直しにあたっては、「大型自動車」と「普通自動車」との区分の境界を、現行の「最大積載量5トン、車両総重量8トン」から車両総重量について「10トン」とする。			
関係法令	道路交通法施行規則第2条	共管	なし	
制度の概要	現行では、普通自動車免許で運転できる車両の範囲は「車両総重量8トン未満」である。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>運転免許試験は、自動車の種類ごとに、運転に必要な技能等の有無について行っており、普通自動車免許の運転免許試験は、乗用車を使用して行っている。現行制度においても、この普通自動車免許で8トン未満の貨物自動車まで運転できることとなっているが、運転できる貨物自動車の範囲を更に拡大することは、道路交通の安全を確保する上で問題が大きい。</p> <p>また「道路交通に関する条約」(ジュネーブ条約)では、普通自動車免許に相当する免許で運転することができる自動車の車両総重量は3.5トン以下とされており、車両総重量8トン未満という我が国の基準は、現状においても、国際的な基準から大幅に緩和されたものとなっている。</p>				
担当局課室等名	交通局運転免許課			

(別紙)

【様式】

【 警察庁 】

分野	運輸	意見・要望提出者	日本自動車工業会 米国	
項目	高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りに関する規制			
意見・要望等の内容	高速自動車国道等における自動二輪車の乗車人数制限を解除し、2名乗車を認めるべきである。			
関係法令	道路交通法第71条の4第3項	共管	なし	
制度の概要	普通自動二輪車及び大型自動二輪車の運転者は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては運転者以外の者を乗車させてはならない。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画(改定)の . 1 1 . 才】「高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他
(説明)				
高速自動車国道等における自動二輪車の事故実態分析等必要な調査・検討を進めているところである。				
担当局課室等名	交通局交通企画課			

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	運輸	意見・要望提出者	経団連、全日本トラック協会 石油化学工業協会、日本化学工業協会、関西経済連合会
項目	「高さ」規制の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none">・ ISO規格コンテナについては、4.1mから4.2mへの緩和されたい。・ ISO規格コンテナ以外のコンテナ積載車両についても4.2mまで緩和されたい・ 車載輸送トレーラーの積載時の制限を4.1mまで緩和していただきたい。・		
関係法令	道路交通法第57条 道路交通法施行令第22条	共管	国土交通省
制度の概要	積載物の高さ制限は3.8メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされている。 貨物が分割できないもので、積載の制限を超えることとなる場合において出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め積載重量等を限って許可したときは、当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	<ol style="list-style-type: none">1 いわゆる背高海上コンテナは、国際複合一貫輸送に供され、積み替えて輸送することが困難であるという特殊事情にかんがみ、低床式シャーシを用いるということを条件に例外的に許可対象としたものである。2 また、背高海上コンテナ以外のコンテナについては、こうした特殊事情が認められないので許可対象とすることは困難である。3 分割可能な積載物は、許可の対象とされておらず、自動車のみをその例外とすることは困難である。		
担当局課室等名	交通局交通規制課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	運輸	意見・要望提出者	全日本トラック協会
項目	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和		
意見・要望等の内容	高速道路において同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなるおそれがあるので、高速道路における大型貨物自動車の法定最高速度を時速80kmから時速100kmに引き上げるべきである。		
関係法令	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第27条第1項	共管	なし
制度の概要	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km毎時である。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>高速道路における大型貨物自動車に係る死亡事故は依然、多発しており、その原因としては速度超過の割合が高いことが挙げられる。大型貨物自動車は普通乗用車と制動距離等の差が依然として存在していること、高速道路における死亡事故率が普通乗用車に比べて高いこと等から、現在、大型貨物自動車に対する最高速度を時速80kmとしていることは、合理的であり、諸外国においても普通乗用車と大型貨物自動車の速度差が設けられているところである。したがって、大型貨物自動車の最高速度の引き上げについては、慎重に対応すべきものとする。</p>			
担当局課室等名	交通局交通企画課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	運輸	意見・要望提出者	個人
項目	道路(宮崎高速道)の速度制限の引き上げ		
意見・要望等の内容	宮崎高速道の最高速度は時速80kmとなっているが、十分安全であるので、制限を引き上げるべきである。		
関係法令	道路交通法第4条	共管	なし
制度の概要	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、道路標識等を設置し、道路における交通の規制をすることができる。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>高速道路の規制速度は、設計速度、道路構造・線形、交通量・振動・騒音等の環境、安全施設等の整備状況、交通事故の危険性等の諸要素を勘案して決定されている。</p> <p>宮崎自動車道を管轄する宮崎県公安委員会によれば、九州縦貫自動車道(宮崎自動車道)は全長80.4kmであり、うちえびのJCT~高原IC間(26.4km)は規制速度時速100km(設計速度も時速100km)、高原IC~宮崎IC間(54.0km)は勾配が急なこと等の理由から規制速度時速80km(設計速度も時速80km)となっているとのことである。</p>			
担当局課室等名	交通局交通企画課		

分野	資格制度	意見・要望提出者	株式会社東京リーガルマインド
項目	指定講習事業に係る公益法人要件撤廃		
意見・要望等の内容	警備員等の検定に係る指定講習事業者については、現在民法第34条の法人のみが行い得るものとされているが、現行の警備員の教育制度を内外の環境変化に即応した警備業の信頼性確保に適應するよう、警備員養成の量及び教育の質の一層の拡大・充実を図る観点から、指定講習事業者の公益法人要件を撤廃するよう法規の改正を行う。		
関係法令	警備業法第11条の2 警備員等の検定に関する規則 警備員等の検定に関する規則第12条第1項に規定する指定講習を指定する規則	共管	
制度の概要	警備員等の検定は、学科試験及び実技試験により受検者の知識及び能力を判定することによって行われるところ、国家公安委員会が指定した指定講習を受け、その課程を修了した者については、申請により当該指定講習に係るこれらの試験を免除するものとしている。 警備員等の検定規則第12条第1項において、指定講習は民法第34条の法人が行うことと定めている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：未定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、公益法人要件を撤廃する方針である。			
担当局課室等名	生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室		

(別紙)

【様式】

【 警察庁 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	株式会社東京リーガルマインド
項目	警備員に対する継続的な法定教育の拡充		
意見・要望等の内容	現今の社会状況の激しい変化に警備員が対応できるよう、現に警備業務に従事している警備員の基本教育・業務別教育を大幅に拡充し、また、検定に合格した警備員にも合格後の基本教育・業務別教育を義務づけるよう法規の改正を行う。		
関係法令	警備業法第11条 警備業法施行規則第26条	共管	
制度の概要	警備業者は、現に警備業務に従事している警備員に対し基本教育、業務別教育合わせて6ヶ月ごとに8時間行うことが義務付けられており、このうち2級検定に合格した警備員については基本教育3時間が免除され、1級検定に合格した警備員については基本教育、業務別教育とも免除されることとしている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 現在警備業法第11条及び警備業法施行規則第26条により警備業者に対し警備員の教育を義務付けているが、厳しい最近の犯罪情勢等から今後一定水準以上の資質を有する警備員を量的に確保することについて検討を行うことは考えられる。			
担当局課室等名	生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室		

(別紙)

【様式】

【 警察庁 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	株式会社東京リーガルマインド	
項目	身辺警備に係る検定、指定講習の新設			
意見・要望等の内容	身辺警備に係る検定及び指定講習を新設するよう法規の改正を行う。			
関係法令	警備業法第11条の2 警備員等の検定に関する規則	共管		
制度の概要	警備員等の検定に関する規則第1条第1項において、検定は、警備業務の種別に応じ、空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備、貴重品運搬警備について行うこととされ、同規則第12条第1項において、当該種別に応じた指定講習が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他
(説明) 現在、検定及び指定講習を行うことのできる警備業務は上記5種類(空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備、貴重品運搬警備)であるが、厳しい最近の犯罪情勢等から今後一定水準以上の資質を有する警備員を量的に確保することについて検討を行うことは考えられる。				
担当局課室等名	生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室			

(別紙)

【様式】

【 警察庁 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	株式会社東京リーガルマインド
項目	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習実施の委託先の公益法人要件の撤廃		
意見・要望等の内容	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施を委託することができるものを、民法第34条の法人以外にも認めるよう法規の改正を行う。		
関係法令	警備業法第11条の3第7項 警備業法施行規則第32条第2項	共管	
制度の概要	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施は、警備業法施行規則第32条の2に基づき、警備業務の適正な運営を確保し、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的として設立された民法第34条の法人であって、警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習を適正かつ確実に行うことができると公安委員会が認めるものに委託することができる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 現在、警備員指導教育責任者講習等は、警備業法施行規則第32条の2により民法第34条の法人に委託することができる旨定められているが、厳しい最近の犯罪情勢等から今後一定水準以上の資質を有する警備員を量的に確保することについて検討を行うことは考えられる。			
担当局課室等名	生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	日本自動車工業会 個人
項目	普通自動車免許で運転できる自動車等の種類の拡大		
意見・要望等の内容	普通自動車免許で運転できる車両の種類について現行で認められている原動機付自転車及び小型特殊自動車に、総排気量125cc以下の普通自動二輪車を加える。		
関係法令	道路交通法第85条第2項	共管	
制度の概要	現行では、普通自動車免許で運転できる車両は、普通自動車のほか、原動機付自転車及び小型特殊自動車である。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ()	措置困難 その他
(説明)			
1 総排気量125cc以下の普通自動二輪車は、原動機付自転車に比べて馬力が大きく、より高度な運転技能等が要求される。			
2 現行の道路交通法では、こうした違いに着目して、両者は異なる取扱いがなされており、交通規制上では、原動機付自転車の最高速度は30km/hとされているのに対し、総排気量125cc以下の普通自動二輪車の最高速度は60km/hとされているほか、運転免許制度上でも、原動機付自転車の運転免許試験では技能試験を行わないのに対し、総排気量125cc以下の普通自動二輪車の運転免許試験では技能試験を行うこととされている。			
3 普通自動車免許の運転免許試験は、普通自動車を使用して行っており、現行の試験方法のままで125cc以下の普通自動二輪車を運転することができるようにすることは、道路交通の安全を確保する上で問題が大きい。他方、普通自動車免許の運転免許試験の中で、普通自動二輪車を使用した技能試験等を行うようにすることは、普通自動二輪車を運転しない者に過重な負担を課すこととなる。			
4 以上のことから、普通自動車免許で125cc以下の普通自動二輪車を運転することができるようにすることは困難である。			
担当局課室等名	交通局運転免許課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	個人
項目	運転免許証の有効期間の延長		
意見・要望等の内容	運転免許証の有効期間は3年になっているが、これを大幅に延長すること。		
関係法令	道路交通法第92条の2	共管	
制度の概要	平成13年6月の道路交通法改正により、運転免許証の有効期間が、従来の3年(優良運転者は5年)から、高齢者、初心者や一定以上の違反運転者を除き、原則として5年とすることとされた。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
1 平成13年6月の道路交通法改正により、運転免許証の有効期間が、従来の3年(優良運転者は5年)から、高齢者、初心者や一定以上の違反運転者を除き、原則として5年とすることとされた。			
2 運転免許証の更新制度は、安全知識・意識を高める、視力の低下等によって必要な適性を欠いた者を排除し、あるいは眼鏡等を義務付けて補正する、免許証の写真を新しくし、他人が用いることを防ぐことにより、交通事故を防止する機能を有しており、実際に、更新の前後で事故が約6%減少しているところである。			
3 交通安全の確保は重要な課題であり、事故の増大を招くような期間延長を行うことは適切でないと考えている。			
4 なお、諸外国における免許証の有効期間の定め方は様々であるが、日本の免許で運転できる範囲の車両(総重量8トン)を運転できる免許で比べると、先進国では5年の有効期間とする国が最も多くなっている。また、近年、それまで無期限だったイギリスやドイツでも、免許所持者の同一性の確認や定期的な運転適性の確認の必要性から、イギリスでは10年、ドイツでは普通免許以外は5年の有効期間を設けたように、有効期間を短くしていく傾向にある。			
担当局課室等名	交通局運転免許課		

(別紙)

【様式】

【 警 察 庁 】

分野	その他	意見・要望提出者	学校法人 東京会計法律学園
項目	都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について		
意見・要望等の内容	都道府県警察官採用試験の受験資格については、一部県を除いて学歴によって区分されているが、学歴区分を設けている明確で合理的な理由がないので、学歴区分を廃止して年齢区分とするよう都道府県人事委員会に対して指導、要望願いたい。		
関係法令		共管	なし
制度の概要	都道府県警察官採用試験は、地方公務員法第19条第2項に基づいて各都道府県人事委員会が定めた受験資格によって実施されており、一部県を除いて、大学卒業者及び同見込者（A区分、 類等と呼称）とそれ以外の者（B区分、 類等と呼称）の試験区分の試験区分（受験資格）に分けて採用試験を実施している。		
計画等における記載の状況	規制緩和推進3か年計画		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>都道府県警察官の受験資格は、各都道府県の人事委員会と警察本部が協議、相談するなどして最終的に人事委員会が決定しているものである。</p> <p>警察官の場合、職務内容が国民の権利・義務等に密接に関係することから採用後、長期間にわたる教養等（初任教養、職場実習、初任総合教養）を実施して警察官として相応しい人材の育成に努めているが、教養効果を高めるためには、同等の学力、見識、体力等の素養を有する者に対して同一カリキュラムに沿って教養を行っていく必要があり、A区分、B区分等の区分を設けて採用試験を行っているものである。</p> <p>また、何れの採用区分であっても職務内容に違いはない。</p> <p>教養実施に際しての区分分けに当たっては、学力、見識、体力等を総合的に勘案する必要があるが、そのメルクマールとして、現時点においては学歴による区分（分類）が最も適切、妥当であると考えられることから、多くの府県の採用試験において学歴による区分を行っている。</p>			
担当局課室等名	長官官房人事課		